

令和 6 年度報酬改定関係

～ 令和 7 年度から取り扱いが変更となるもの ～

目次

01 業務継続計画の策定

（全サービス）

02 処遇改善加算

（経過措置区分Ⅴを算定していた事業所）

03 地域連携推進会議の開催等

（共同生活援助、障害者支援施設）

04 基礎的研修開始

（就労移行支援、就労定着支援）

05 支援プログラムの作成・公表

（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援）

06 自己評価等の導入

（保育所等訪問支援）

01 全サービスで業務継続計画の策定が義務化

● 対象サービス

全サービス

● 概要

R6年度末までの経過措置が終了し、業務継続計画が未策定の場合に基本報酬の減算が開始

▶ 感染症若しくは非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合

…業務継続計画未策定減算（所定単位数の **3** %または **1** %を減算）

● Point

- ・ 詳しくは県HP「[栃木県／事業所における業務継続計画\(BCP\)の策定について](#)」を参照。
- ・ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算は適用されません。

02 福祉・介護職員等処遇改善加算の経過措置終了

● 対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

● 概要

経過措置区分（現行の3加算の取得状況に基づく区分）が令和6年度末で終了

R6年度に**福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)**を算定していた事業所は区分の変更が必要です。

● Point

- ・ 区分(V)(1)～(14)を算定していた事業所は区分を見直してください。
- ・ R7年度の計画書様式や提出方法は、厚生労働省の事務連絡の発出があり次第、追ってお知らせします。

03 GH・入所施設で地域連携推進会議の開催等が義務化

● 対象サービス

共同生活援助、障害者支援施設

● 概要

R7年4月1日以降、各事業所に**地域連携推進会議を設置**して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組が義務化

● Point

- ・ 会議の設置及び開催方法については厚生労働省が手引きを作成しています。
- ・ 詳しくは県HP「[栃木県／地域連携推進会議の開催等について（グループホーム、障害者支援施設等）](#)」を参照。

04 基礎的研修開始に伴う対応

● 対象サービス

就労移行支援、就労定着支援

● 概要

R7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講が必要となる。（R9年度まで経過措置あり）

● Point

- ・ R9年度までは、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱います。
- ・ 研修に関する詳細は、厚生労働省の事務連絡の発出があり次第、追ってお知らせします。

05 事業所の支援プログラムの作成・公表が義務化

● 対象サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

● 概要

R7年4月1日以降、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（支援プログラム）の作成及び公表が義務化

▶ 公表が未実施の場合・・・**支援プログラム未公表減算**（所定単位数の**85%**を算定）

● Point

- ・ 公表について**県への届出が必要**です。
- ・ プログラムの作成・公表等について、こども家庭庁が手引きを作成しています。
- ・ 詳しくは県HP「[栃木県／支援プログラムの作成・公表及び届出について](#)」を参照。

06 保育所等訪問支援で自己評価等の導入が義務化

● 対象サービス

保育所等訪問支援

● 概要

R7年4月1日以降、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価及びこれらの評価を受けて図った改善の内容の公表が義務化

▶ 公表が未実施の場合・・・自己評価結果等未公表減算（所定単位数の85%を算定）

● Point

- ・詳しくは「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」（令和6年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）を参照。
- ・公表について県への届出が必要です。届出方法や期限等は別途お知らせします。